

建設リサイクル法完全施行 15周年

建設リサイクル法 完全施行15周年に寄せて

山田 優
大阪市立大学名誉教授

キーワード

建設リサイクル法、解体・リサイクル制度研究会、建築解体廃棄物、建設副産物、建設混合廃棄物、コンクリートリサイクル

廃棄物処理法が1970年に制定されて以来、再生利用が比較的に容易なアスファルト塊とコンクリート塊のリサイクル率は着実に向上してきたが、建築工事、特に戸建住宅の解体工事に伴う廃棄物は、その多くが分別されず混合状態で排出されていたため、リサイクル率が低だけでなく不法投棄されやすいという問題が深刻化していた。そこで、1998年に建設省(現、国土交通省)の主導で解体・リサイクル制度研究会(委員長:坂本功(当時)東京大学教授、以下「研究会」)が設けられ、現状と問題点、必要な施策がまとめられ¹⁾、それが2000年施行の建設リサイクル法につながった。筆者は、それまでアスファルト塊やコンクリート塊の再生利用技術について検討し

ていたが、その研究会に参加し建築解体廃棄物問題についても多くの知見を得ることができた。以下、同研究会での検討内容を思い起こしつつ、その後の建設リサイクルの流れ、そして今後への期待について私見を述べたい。

研究会当時の建築解体 廃棄物の状況について

当時の最新データ(1993~1995年)で、全産業における資源利用量の5割を建設産業が利用、全産業廃棄物排出量の2割、最終処分量の4割、そして不法投棄量の9割を建設廃棄物が占めるとされ、資源の利用面、廃棄物の排出、処分といった面で建設産業が極めて大きな影響を持つ産業であると認識

された。現在も、最終処分や不法投棄の量自体は大きく減少したとはいえ、建設産業の量が大きな割合を占めることは変わっていないであろう。

そして、建築系の廃棄物が土木系に比べてリサイクル率が低い。また、建築系廃棄物の6割が建築解体廃棄物で、さらに不法投棄される建設廃棄物の中でも建築解体廃棄物の占める割合が高いとされた。これは、建築工事のほとんどが民間工事で、安い料金で処分されることが多いためと考えられ、その対策が建設リサイクル法制定の主要な目的となった。

なお、建築解体廃棄物の排出量は、建築物の着工が1960~1970年代に急激に増大したことから、これらの建築物が更新期を迎え、